

令和8年度

保育所等施設整備事業募集要項

令和8年7月

高松市こども保育教育課

はじめに必ずお読みください

！重要！

- 保育所等施設整備事業は、国の「就学前教育・保育施設整備交付金（以下「国庫補助金」という。）により実施しています。
- 補助金交付事業として選定した施設について、本市から国に補助事業として申請（協議）し、国からの内示を受けた後に事業を進めることができます。
- 国からの補助金の内示時に、補助金の申請（協議）額が減額されることがあります。
 - 1 国庫補助金の対象とならなかった場合
国費・市費ともに補助金の交付ができません。
 - 2 一部のみ国庫補助金の対象となった場合
国からの内示が申請（協議）額の一部のみとなった場合、市費は国庫補助金の対象となった割合分によって決まります。例えば、国からの内示が申請（協議）額のうち 60% となった場合、市費による補助金額も国の内示に合わせて減額となります。
- 施設（建物）が自己所有ではなく、賃貸物件の場合は募集対象外となります。ただし、建物が自己所有で、土地が賃貸である場合は募集対象となります。
- 対象事業にかかる対象経費の実支出の合計が 500 万円以上で募集対象となります。ただし、冷暖房設備、感染症対策の工事のみの場合は 300 万円以上で募集対象となります。

審査から内示までのスケジュール

	期 間
募集受付	令和 8 年 7 月 1 7 日（金）～同年 9 月 1 4 日（月）
審査結果の通知（予定）	令和 8 年 1 1 月下旬頃～同年 1 2 月上旬頃
国庫補助金協議書提出（予定）	令和 9 年 1 月下旬頃
国からの内示（予定）	令和 9 年 4 月頃

重複交付の禁止について

- 補助対象事業について、本市、国、県又は他の団体から他の補助金等の交付の決定又は交付を受けた場合は、補助対象外となります。
- 同一事業に対して、本補助金と別の補助金を同時期に申請することは、他の申請者の妨げとなるため、御遠慮ください。

1 募集内容

項目	内容
募集整備区分	大規模修繕等 < 1 件 > ※ 工事は複数年にわたるものではなく、令和 9 年度のみとする。
募集対象施設	保育所又は認定こども園
募集対象法人	社会福祉法人又は学校法人

2 補助対象事業

1 整備 区分	2 整備内容	3 補助 基準額	4 対象経費	5 負担割合
大規模 修繕等	既存施設について、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 426 号こども家庭庁長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。	133,334 千円	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、こども家庭庁長官が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱 7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	国 1/2 市 1/4 事業者 1/4

※ 大規模修繕等の補助対象経費の詳細については、就学前・保育施設整備交付金交付要綱【別表 1－2】を確認してください。

※ 令和 8 年 7 月現在の「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に基づく補助割合のため、実際に整備を行う令和 9 年度の補助割合は変更となる場合があります。

交付額の算定方法

- (1) 国庫補助金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱【別表1-2】、【別表2-2】で定める基準により算出した基準額の合計を「交付基礎額」とする。
- (2) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、「下の①と②の額を比較して少ない方の額」と、「第3欄に定める補助基準額」とを比較して、いずれか少ない方の額の合計に、第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額を算出する。
 - ① 第4欄に定める対象経費の実支出額
 - ② 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- (3) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(1)により算出した「交付基礎額」と(2)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を「国の交付予定額」とし、「国の交付予定額」の1/2を市の交付予定額とする。(1,000円未満の端数切捨て)

3 応募方法

応募を希望する法人は、次により必要書類を揃えて提出してください。

- (1) 提出期限 令和8年9月14日(月)午後5時 期限厳守
- (2) 提出先及び問合せ先
〒760-8571
高松市番町一丁目8番15号
高松市こども保育教育課 政策係(市役所6階)
TEL: 087-839-2358 / FAX: 087-839-2360
メールアドレス: kohokyo@city.takamatsu.lg.jp
- (3) 提出書類(「提出書類一覧表」参照)
 - ア 「提出書類一覧表」を参考に、A4サイズ(図面はA3)で2部作成し、1部を正本、1部を副本〔コピー可〕として提出をしてください。
 - イ 提出書類は、ドッチファイルに綴り、表紙・背表紙に施設名等を表示してください。
また、書類は「提出書類一覧」を参考に、番号順に並べ、番号ごとにインデックスを付けてください。
- (4) 提出に当たっての注意事項
 - ア 提出の際は、事前に電話で予約の上、窓口まで御持参ください。(郵送・FAXは不可)
 - イ 提出書類の受付は、午前9時から午後5時までの間で行います。
※ 土・日・祝祭日は受け付けいたしません。
 - ウ 提出した書類に虚偽の記載があった場合は、応募・審査を無効とします。
 - エ 市が受理した書類は、理由の如何にかかわらず返却できません。
 - オ 事業の審査等に当たり、本市が必要と判断した場合には、資料の追加、補正を求める場合があります。
 - カ 整備計画書等の作成に伴う費用は、全額申請者の負担となります。

4 質問及び回答

(1) 質問の方法

募集に関する質問は、別添の「質問票」により電子メールで、質問内容を簡潔かつ明確に記載して行ってください。

ただし、審査選定内容、他の応募者に関する情報等の質問には回答できませんので、御了承ください。

(2) 質問票の受付期間

令和8年8月17日（月）正午まで

※ 受付期限を過ぎての質問には回答できませんので、御了承ください。

(3) 質問票の送付先

高松市健康福祉局 地域共生社会推進課

FAX：087-839-2375

e-mail：kyousei@city.takamatsu.lg.jp

※ 件名「【法人名】高松市社会福祉施設整備に係る質問」とし、送付先誤りに御注意ください。

(4) 回答

質問者に文書又は電子メールで回答するほか、高松市ホームページにも掲載します。

なお、質問者が特定される情報を削除するなど、質問内容を一部変更する場合があります。

【掲載場所】

高松市公式ホームページ もっと高松 トップページ 「事業者の方へ」→「健康・医療・福祉」→「社会福祉施設等の整備」→「整備事業者を募集します」

5 その他留意事項

- (1) 整備計画書提出後、本市社会福祉施設整備等審査会委員による、整備計画についての応募事業代表者等に対するヒアリングを行います。
- (2) 整備計画書を提出しても、審査の結果、採択されないことがあります。
- (3) 現在の「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に基づく事業であるため、実際に整備を行う年度の補助金額は変更となる場合があります。
- (4) 書類提出後、本市から整備計画の内容等について、お問い合わせをする場合があります。また、整備予定地等の視察をさせていただく場合があります。
- (5) 本施設整備事業については、国の補助制度を活用する事業であることから、採択された場合は、本市に対する補助関係書類の作成と併せて国に対する補助関係書類の作成をいただきます。
- (6) 補助採択された後の整備計画の変更については、原則、認められません。ただし、サービスの向上につながるものや施設の実施設設計に伴うやむを得ない変更等で、採択評価に影響を与えないものについては、本市との協議により認める場合もあります。
- (7) 補助整備完了後、提出された整備計画内容が履行されていることを確認するため、本市職員による立入調査をさせていただく場合があります。
- (8) 補助金については、完了払いとし、当該年度の実績報告後の交付となります。

- (9) 別添「高松市保育所等整備事業費補助金交付要綱」及び「高松市社会福祉法人等の施設整備に係る建設工事手続要領」に定める所定の手続きを遵守してください。
- (10) 令和8年度保育所等施設整備募集に係る市単独補助はありません。

問合せ先

高松市こども保育教育課 政策係

TEL 087-839-2358

FAX 087-839-2360

e-mail kohokyo@city.takamatsu.lg.jp

令和8年 月 日

(宛 先) 高松市健康福祉局 地域共生社会推進課
FAX: 087-839-2375
e-mail: kyousei@city.takamatsu.lg.jp

質問票

保育所等施設整備事業に係る次の事項について、質問します。

法人名		
担当者名		
連絡先	Tel	Fax
	E-mail	
質問事項		
区 分	☐ 大規模修繕等	
該 当 項 目	例: 施設整備協議書 既存施設の状況 (○ページ)	
質 問 内 容		

※ 質問は本様式1枚につき1問とし、質問の趣旨が分かるよう簡潔かつ明確に記載してください。

※ 記載が足りない場合は、適宜幅を調整して使用してください。